

平成28年度 第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議事録

1 日 時 平成28年11月24日（木） 午後3時から午後5時まで

2 会場 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

【委員】山下会長 土屋副会長 伊藤委員 岡本委員 神山委員
清水委員 高山委員 住吉委員 武井委員 玉山委員
松崎委員 原田委員 渡邊委員 津田委員 長岡委員

※20名中15名の委員が出席

【事務局】保健福祉局 竹川次長

地域福祉課 風戸課長 半澤課長補佐 黒木主査 和田主査
各区保健福祉センター

中央区：菊谷所長 花見川区：高須所長 稲毛区：大塚所長

若葉区：石原所長 緑区：柴田所長 美浜区：白鳥所長

千葉市社会福祉協議会 大木事務局次長

地域福祉推進課 森課長

各区事務所 中央区：吉野所長 花見川区：麻生所長
稲毛区：並木所長 若葉区：金澤所長
緑区：高吉所長 美浜区：内山所長

※傍聴人なし

4 会議の概要

(1) 議題「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）について」

事務局が、資料1～3に基づき、支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）について説明し、委員による審議が行われた。委員からの意見については、会長と事務局で協議のうえ対応することで了承された。

(2) 報告事項「小規模自然災害における被災者支援制度について」

事務局が、資料4に基づき、小規模自然災害における被災者支援制度について、報告した。

5 会議経過

(1) 開会

○事務局（黒木主査） 大変お待たせいたしました。本日は、お足元の悪いところ、ご足労いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、地域福祉課主査の黒木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、3点ご報告がございます。まず臨時委員の委嘱についてです。今回の平成28年度第2回分科会から、平成30年度から始まります第4期千葉市地域福祉計画の策定についてご審議いただくため、千葉市社会福祉審議会条例第2条第2項により、各区支え合いのまち推進協議会の委員長を、審議の第1回目となる本日から、平成30年3月31日までの期間、臨時委員として委嘱しております。ご紹介は後ほど、改めてさせていただきます。

次に、会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、臨時委員を含む委員の過半数の出席が必要となります。本日は委員総数20人のうち15人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

そして、会議の公開についてです。千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会の会議は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

続きまして、本日の流れと机上に配付しております資料の確認をさせていただきます。本日の流れでございますが、お手元の次第をご覧ください。本日は、この後、臨時委員のご紹介の後、保健福祉局次長からの挨拶と、市長からの諮問事項である「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について」を議題としてご審議いただきます。こちらが、今回から委嘱しております臨時委員さんを含めた議題となります。その後、引き続き報告事項「小規模自然災害における被災者支援制度について」をご説明させていただく予定としております。

続いて、資料の確認に入ります。まず次第、委員名簿、席次表、千葉市社会福祉審議会条例がございます。そして、資料1「千葉市地域福祉計画の第2期からの経過と第4期に向けて」、資料2「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）」、資料3「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の骨子（案）」があり、「支え合いのまち千葉推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」の冊子を配付させていただいております。なお資料4「小規模自然災害における被災者支援制度について」は、関係する委員の皆様に配付をさせていただいております。不足等はございませんでしょうか。

(2) 臨時委員の紹介

○事務局（黒木主査） よろしければ、続きまして次第の2に入ります。本日は臨時委員のお迎えして初めての開催となりますので、ご紹介をさせていただきます。臨時委員におかれましては、大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

花見川区支え合いのまち推進協議会委員長、原田雅男様。

○原田委員 原田です。よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査） 稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長、渡邊志げ子様。

○渡邊委員 渡邊です。よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査） 若葉区支え合いのまち推進協議会委員長、津田正臣様。

○津田委員 津田です。よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査） 美浜区支え合いのまち推進協議会委員長、長岡正明様。

○長岡委員 長岡です。よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査） なお、当分科会の武井委員は、中央区の支え合いのまち推進協議会委員長をお勤めになっており、岡本委員についても緑区の支え合いのまち推進協議会委員長をお勤めになっておりますこと、この場をお借りしてご報告いたします。

続きまして、次第の3に入ります。開会に当たりまして、保健福祉局次長の竹川よりご挨拶を申し上げます。

(3) 千葉市保健福祉局次長あいさつ

○竹川保健福祉局次長 次長の竹川でございます。本日は1月というのに大変大雪でございまして、足元の大変お悪い中、地域福祉分科会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

現行の支え合いのまち千葉推進計画でございますが、平成27年3月策定以来、1年半が経過し、3年間という計画期間も早折り返しの地点を迎えております。振り返りますと、今年4月の熊本地震を初め、全国におきまして自然災害が多く発生し、地域住民がともに支え合う地域福祉の重要性が、ますます高

まっていると感じております。こうした状況の中、本市においては、現行の第3期計画が平成30年3月に計画期間の満了を迎えることから、次期の第4期計画は、現計画を進展させ、地域福祉の推進をさらに加速させるものとなるよう、来年度に策定作業を行う予定でございます。次期計画につきましては、本日を含め、今後地域福祉専門分科会において、1年あまりにわたってご審議をいただきながら、平成29年度の末の完成を目指しており、本日は最初の審議事項といたしまして、計画の策定方針（案）及び計画の骨子（案）について、ご審議をいただきたいと存じます。どうぞ皆様におかれましては、それぞれのご専門の立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、皆様からご意見をいただく場でございまして、計画の策定方針と骨子案につきましては、来年2月ごろ、次回の分科会でご承認をいただく予定でございます。本日は会議の終了時間が夕方遅くなりますと、足元の路面が凍るおそれもありますので、早目に終了したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○事務局（黒木主査） それでは、次第の4に入りたいと思います。ここからは山下会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

（4）議題 支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）について

○山下会長 それでは、ご挨拶も私はせず、時間を有効に使うということで、ご協力、審議方をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、これより次第の4、議題（1）支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）についてに入らせていただきたいと存じます。お手元の資料について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局（風戸課長） 地域福祉課長の風戸でございます。本日は足元のお悪い中、出席いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元に配付しております資料1から3を使いまして、議題（1）支え合いのまち千葉推進計画の策定方針（案）及び骨子（案）について、ご説明申し上げます。

本市の地域福祉計画につきましては、社会福祉法の規定に基づき、平成18年度から22年度までの第1期計画、23年度から26年度までの第2期計画、そして27年度から29年度までの第3期計画と、当委員会の委員の皆様を初め、地域の皆様のご尽力を賜りながら、策定を行い、その推進を図ってきたところです。現在、推進中の第3期計画は、次長の挨拶にもあったとおり、計画

期間が平成29年度までとなり、平成30年度からの第4期計画の策定について、検討を開始する時期となり、計画の策定について市長から諮問があった次第です。そこで、本日は第4期計画の策定方針（案）及び骨子（案）について、ご審議を願います。今後も、今回を含め5回の分科会において、委員の皆様のご意見を賜りながら策定作業を進め、平成30年3月の完成を目指しております。第4期計画についても、より良い計画にしたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては忌憚のない意見を賜りますよう、お願ひいたします。

それでは、3番の資料1「千葉市地域福祉計画の第2期からの経過と第4期に向けて」に基づき、説明させていただきます。まず左の部分、1、第1期から第3期計画における変更点についてをご覧ください。

まず、第4期計画を検討するにあたり、第2期から第3期を策定するにあたり、どのような評価、課題があり、それを踏まえ第3期計画を策定したのかについて、説明させていただきます。かいつまんで申し上げますと、第2期計画の評価ですが、概ね計画どおり実施され、地域福祉に対する市民意識の高まりや、地域の活動は一定の広がりを見せている。ただ、市の施策である公助と地域の取組みである共助の関係が不明瞭であったことから、地域の取組みが拡充・進展していくための仕組みをつくる必要がある。そして、地域活動の担い手の確保及び高齢分野における高齢者保健福祉推進計画、千葉市社協との一層の連携などが挙げられております。

こうした課題を踏まえ、第3期計画では1点目として、地域福祉の理念である、支え合いのイメージが伝わるよう、「支え合いのまち千葉推進計画」とタイトルをつけ、2点目として区計画（共助）と市計画（公助）の取組みを一体的に定め、一冊の計画書にまとめた上で、地域と市が連携・協力して計画を推進することとしております。

3点目として、共助に関する取組みを九つのテーマに分類し、テーマごとに地域と千葉市及び千葉市社協の施策を関連づけて整理しています。

4点目として、区計画の重点取組項目を、社協地区部会エリアごとに設定し、地域の課題については、地域が主体的に取り組んでいただける仕組みなどを取り入れ、現在、第3期計画を推進しているところです。

次に、真ん中の部分、第3期計画を取り巻く現状等についてですが、このような中で、まず、社会的背景として、先般10月26日に、昨年実施した国勢調査の確報値が発表されましたが、日本の総人口もいよいよ減少に転じ、少子高齢化の急速な進行に伴う人口減少社会が到来しつつあります。なお、本市におきましては、人口97万人を突破し、過去最高となっておりますが、一方で行政区別に見ると、花見川区、若葉区、美浜区の3区では人口減少に転じた他、1世帯当たりの平均人数は2.33人で、過去最少となるなど、家庭内での支え合う力が弱まってきているとも言えます。

また、地域での生活課題においても、老老介護や障害をお持ちの高齢者、子育てと親の介護のダブルケアのように、世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、複雑、多様化しています。さらに、特別養護老人ホームへの入所対象者へ

の介護度が要介護3へ引き上げられるなど、これまで施設入所対象となっていた方々についても、地域社会の中で在宅生活を続けられるよう、各制度においても地域の暮らしの中における支援ニーズが高まっております。そのため、社会福祉法人やNPOなど、多様な地域資源により、一層活用することが必要となっているなど、社会環境も変化しております。また、近年の法令、制度等の流れとして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法ですが、平成27年度以降、平成30年から32年を事業年度とする、第7期介護保険事業計画を見据え、地域包括ケアシステムの整備、介護予防・日常生活支援総合事業の展開が図られています。

また、平成25年12月の生活困窮者自立支援法が成立し、国からは平成26年3月に生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援方策について、地域福祉計画に盛り込む事項が技術的助言として通知されております。

その他にも、社会福祉法の改正に伴う、社会福祉法人改革や、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化などが挙げられております。

また、本市としましても、本年の2月に平成37年（2025年）を見据え、平成28年度からの10年間にわたる、「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」を策定した他、平成26年度から始まった地域運営委員会の設立などについても推進しております。

次に、7月27日に開催しました第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会では、現計画の推進状況について報告し、委員の皆様からご意見をいただいたところです。主なものとしては、1点目として、計画全体については、第4期計画は第3期計画を進展させたものが望まれるとの意見。2点目としては、市計画においては、評価方法が市計画と区計画とで整合性が図られていないとの意見。3点目として、区計画においては、重点取組項目以外の取り組みが把握できること。重点取組項目数が区によってばらつきがあること。その背景に、地域においては重点取組項目数を絞ったほうが良いという考え方と、取組項目の全てが重要であるという考えが並立していることなどがありました。さらに、地域においては、地域福祉の担い手不足や、活動拠点の確保が、引き続き課題となっているなどの意見がございました。

ここまで、地域福祉計画に関する経緯と現状についてご説明いたしましたが、これらの現状等を踏まえ、課題解消を念頭に置きながら、次の第4期計画の方向性として事務局が提案する内容が右の部分、3、第4期計画の主な検討事項と方向性となります。

まず、計画（全体）についてですが、「支え合いのまち千葉推進計画」を、より一層地域へ浸透・定着させるとともに、第3期計画策定以降の社会環境の変化を反映させる必要があるため、第5期計画を見据え、第4期計画は第3期計画の体系を基本的に踏襲し、新たな動きである地域包括ケアシステムなどを追加していくこととしています。

次に、市計画についてですが、地域包括ケアシステムと地域福祉計画の各施

策、取組項目との関係性を整理する必要があるため、地域包括ケアシステムを推進する仕組みを取り入れることや、生活困窮者自立支援方策を計画に取り入れるとともに、さらに区計画との評価方法をあわせることを考えております。

次に、区計画についてですが、まず第3期計画の振り返りとして、取組項目の実施状況を重点取組項目だけとすべきか、または全ての取組項目とすべきかという論点、この課題に対し、全ての取組項目について、まず社協地区部会エリアごとに実施状況を把握することを考えております。また、重点取組项目的設定の考え方を整理するという観点に対しては、「地域の生活課題やニーズを踏まえ、重要度や優先度が高い取組みを設定する。」という、従来の考え方を基本とし、区支え合いのまち推進協議会や、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に実施状況を報告する必要性が高いものに絞り込むことを考えております。

次に、近年の法令・制度等の流れへの対応についてですが、地域包括ケアシステムは介護予防・日常生活支援総合事業との関連性を整理し、記載いたします。

また、既存の支援団体はもとより、社会福祉法人の地域公益事業やボランティア活動、NPOなどの民間の取組みを掲載し、多様な地域資源を創出する基盤の整備を図ることを考えております。

さらに、地域運営委員会が設立されている地区においては、社会福祉協議会地区部会等の話し合いにより、地域運営委員会が重点取組項目を設定できるようすることを検討したいと思っております。

最後に、計画期間についてですが、千葉市新基本計画第3次実施計画の期間と整合性を図り、平成30年から33年度の4年間を予定しております。

ここまでが資料1を用いました「千葉市地域福祉計画の経過と今後の方向性」に関する説明となります。次に、これらを踏まえて、次の第4期計画をどうやって策定していったら良いのか、事務局が考えます策定の方針（案）が、資料を1枚おめくりいただいた資料2「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）」となります。資料をご覧ください。

資料の構成ですが、資料はまず左上に「1 策定方針（案）」として、先ほどの資料1を要約した内容を落とし込んでおり、その下には「2 計画策定の流れ」として区計画を含め、計画策定の連携協力関係を記載し、続いて右側の上段には、「3 スケジュール」として策定の手順を記載し、右下には計画のイメージ図を示しております。

それでは、資料に従い、順に説明してまいります。左上「1 策定方針（案）」をご覧ください。まず、根拠法令ですが、社会福祉法第107条において、「各市町村は地域福祉計画を策定し、公表する。」ように努める旨が記載されており、この規定に基づき本市も計画を策定しております。

続いて、基本目標ですが、千葉市の中長期的な市政運営の基本方針である「千葉市新基本計画」の中において、施策の柱の一つとして挙げられております、「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を本市地域福祉計画の基本目標といたしております。

その下、市計画、区計画、近年の法令・制度等の流れへの対応、その他については、概ね先ほど資料1で説明させていただいた内容を引用する形でまとめております。

次に、「2 計画策定の流れ」についてですが、計画策定の流れとして、第3期計画の策定手法と同様に行いたいと考えております。流れのイメージ図の左側の2つのブロックあたりの説明になりますが、計画は社協地区部会を中心となり、地域の実情に応じて、特に注力して推進していく取り組み、重点取組項目を定め、活動主体と取組内容を具体的に設定していただくこととしています。このため、所属する各種団体の活動状況を把握していただくとともに、協議、調整を行いながら地域の意見を集約した上で、計画内容を決定していただきたいと思います。

また、重点取組項目を設定する作業の過程においては、社協の区事務所がサポート役として地区部会等と協議を行い、重点取組項目、活動主体、取組内容の設定ができるよう、支援を行っていただきます。

流れのイメージ図の真ん中の二つ目のブロックの説明に移りますが、各区の支え合いのまち推進協議会では、各地区部会などから重点取組項目の決定状況などについて報告を受け、区全体の調整を行った上で区計画として取りまとめ、平成29年の夏ごろに区計画案として提示していただきます。

最後に、右側の「市」と書かれた箱の説明ですが、地域福祉専門分科会では事務局からの計画案を審議いただくとともに、推進協から提示された区計画案の報告を受け、平成30年3月ごろの会議において、最終的な計画案全体について市に対して答申を行っていただきます。答申を受けた市は、これに基づき計画を決定いたします。

次に、資料の右上の3、スケジュールについてですが、平成29年度末までのスケジュールについては記載のとおりです。本日、策定方針（案）及び骨子（案）についてご審議いただいた後、来月から取組項目の実施状況調査を行いたいと考えております。また、来年2月開催予定の地域福祉専門分科会において、策定方針（案）及び骨子（案）についてご承認いただいた後、市、区推進協、社協地区部会、それぞれで計画の策定作業を開始いたします。

なお、先ほども申し上げたとおり、地域福祉専門分科会の皆様に、本日を含め、計5回、計画策定のご審議をいただく他、インターネットを使ったWEBアンケート調査や市民説明会、パブリックコメントなどにより、市民意見を取り入れながら策定作業を進める予定であります。

次に、「4 計画のイメージ」についてですが、第4期計画についても、地域の取り組み、市社協及び千葉市が連携していく構造については、現行の第3期計画と変わりはありません。第4期の計画においても、地域住民や団体、市、社協と千葉市、それぞれが役割分担を果たしながら、この計画を推進することとしております。

右側のイメージ図、「地域福祉計画と各分野との関係」については、地域福祉計画が各分野の個別計画を横断的に縫合するということを表しております。

以上、ここまでが第4期計画の策定方針（案）となります。

続きまして、策定方針（案）を踏まえまして、事務局が現段階で考えております次期計画の骨子（案）を提示させていただきます。資料を1枚おめくりください。資料3「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の骨子（案）」でございます。これまで説明いたしました策定方針（案）や第3期計画を踏まえまして、章立てと、その中の中項目あたりまで落とし込んでおります。計画の構成は、トータルで8章の構成立てを考えており、左側の第1章から第3章までに計画の趣旨や概要など、第4章に先駆的な取組事例を、右側に移りまして、第5章で地域での共助の取組みを、第6章で市による公助の取組みを、続く、第7章では、地域の取組みと市及び社協の3者の施策をテーマごとに分類、整理しております。なお、第7章の取組みについては、第3期計画のものをそのまま記載しておりますが、余白の囲みの中に、米印で記載のとおり、今後地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援方策等について整理し、取組項目の再編を視野に検討したいと思っております。最後に、第8章において、策定後の計画の推進方法を記載する予定としています。

このように、基本的には第3期計画の構成を踏襲したものを考えております。ここまで計画の骨子（案）とは別に、右下の二重線で囲った中には、第3期地域福祉計画からの主な変更点として、取りまとめております。こちらをもとに、主な変更点を説明させていただきます。

1点目としまして、「第1章 地域福祉計画とは」では、地域福祉計画と他の計画等の位置づけとして、「地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業との関係」を追加することとしております。

2点目として、「第2章 地域福祉の現状と経緯」では、第3期地域福祉計画の推進状況について、地区部会エリアごとに、取組項目の実施状況調査を実施し、全体の状況把握に努め、今後の第4期計画に生かしていくこととしております。また、地域包括ケアシステムの推進を項目立てし、追加することとしています。

3点目として、「第3章 支え合いのまち千葉推進計画の概要」では、基本的な考え方として、地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業等との関係を整理することとしております。

4点目として、「第4章 先駆的な取組事例」を新たに章立てし、追加したいと考えております。これまでの計画書は、取組項目のみが網羅されていて、読み物としてなかなか読みづらいものがありましたので、地域の先駆的な取組事例を紹介することによって、読み物として読んでもらい、地域の方々の参考としていただけるものにしたいと考えております。

5点目として、「5章 地域の取組み（共助の取組み）」、「第6章 市の取組み（公助の取組み）」の掲載順を、「市の取組み→地域の取組み」から、「地域の取組みを前に出し、その後に市の取組みとする」という形に変更しようとするものです。

以上の5点が、第3期から第4期への主な変更点となります。

少し長くなりましたが、私からの議題（1）第4期計画の策定方針（案）、骨子（案）についての説明は以上となります。

○山下会長 それでは、まず議論に入る前に、この分科会の位置づけについて、改めて確認をしておきたいのですけれども、今日はこちら今、ご説明いただいた案を承認するという会議ではなくて、皆様方からご意見をいただくという場でよろしいんでしょうか。事務局、お願ひします。

○事務局（風戸課長） 本日の分科会につきましては、そのような位置づけでよろしいということでございます。スケジュールのところについても申し上げましたけれど、本日、委員の皆様からお伺いしましたご意見を踏まえ、来年の2月ごろに次回の分科会を開催し、そこで計画の策定方針（案）と骨子（案）の承認をいただきたいと考えております。

○山下会長 今の事務局の説明についてご意見、ご質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○原田委員 この資料2ですが、計画策定の流れのところです。この地域運営委員会というのが左から2番目に書いてありますが、この地域運営委員会と社協の地区部会との地域割りが違いますよね。この辺りは、どういう具合にお考えなんでしょうか。地域運営委員会は、小学校も含めて地域性を生かして分けているですから、数が多いですよね。地区部会は、概ね中学校区単位でできているわけです。それで、地域運営委員会から二つも三つも違う要求が出てきたら、地区部会はどうすればいいんですか。そういう問題を整理してくれないと、どうしようもないですね。

それともう一つは、地域運営委員会というのは、指示命令権も何もないわけです。お願ひしますというだけで、地区部会でそんなのできませんと言われたら、それっきりになります。その辺りは、どういう具合に考えておられるんですか。

○山下会長 というご質問です。

○事務局（半澤補佐） 地域福祉課でございます。原田委員からのご質問に關しまして、千葉市では社会福祉協議会の地区部会は、現在、概ね中学校区をエリアとしてしまして67の地区部会が設置されております。対しまして、地域運営委員会は、私ども市民自治を所管する部門が、平成26年度から開始しました新しい制度でございまして、地域の運営を地域が一体となって進められるところについては、自主的に課題解決を図っていただきたいという取り組みで、現在は市内で12の地区が、この地域運営委員会を運営されていると聞いております。原田委員からのご質問は、この地域運営委員会が、概ね中学校区もし

くは小学校区で結成されるものですから、小学校区で結成された場合は、数的には地域が多くなって、地区部会との連携が難しいんではないかというご指摘ですけれども、私どもといたしましては、地域の選択制を広げたいということで、必ずしも地域運営委員会が主体となってくださいというわけではございませんで、地域の事情によりましては、地区部会さんと地域運営委員会さんとの協議が調べば、実施主体となることができるということで考えております。どちらの形があり方として望ましいとかということではございません。

○原田委員 では、複雑になったら、もうそんなのはやめていいんですか。このように屋上屋を架すようなことはしないほうが良いと思うんですよ。混乱するだけですよ。こんなことをしたら。地域運営委員会は、まだ海のものとも山のものともわからない。先日、地域運営委員会の報告会を聞いたけれども、あの程度のことは地域運営委員会をつくらなくともやっています。そういうものを取り入れて混乱させるほうがいいんですか、私はそう思います。

○事務局（半澤補佐） ご意見ありがとうございます。私どもも実際には、社協の地区部会さんが、これまでも長きに渡り地域福祉を地域で地道に推進していただいている実績がございますので、これが一朝一夕に地域運営委員会が全て取って代わるということは、現実的には難しいのかなとは思っておりますが、冒頭申し上げましたとおり、地域の選択制を広げるという意味で、地域運営委員会が担えることがあれば、そして地区部会さんとの協議が調べば、その一役を担ってもよろしいのではないかということを新たに入れたいということでございます。

○原田委員 その程度の認識でいいですね。我々が判断して、これはもうそんなのはいいということであれば、それでいいですね。

○事務局（半澤補佐） 地域運営委員会と地区部会とでは、地域を下支えするという意味では共通する、重要な組織でございますけれども、目的と活動が被ってはいるんですが、全てが一致しているわけではなくて、地域運営委員会のほうが幅広なまちづくりの面までを含んでいると思っております。地域運営委員会が、地域福祉計画の一部を推進できるということで条件が合致すれば、お願ひしたいということで、こうしなければいけないとか、地域運営委員会がたくさんできて乱立した場合ということまでは、現段階では想定ができません。

○原田委員 そういう緩いしばりだと考えていいんですね。

○事務局（半澤補佐） 今日はこのような形でご意見を頂戴して、現段階の事務局としては、地域運営委員会も一つの担い手となるのかなと考えているの

ですが、ご指摘の点は今後、整理させていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○原田委員 地域運営委員会は実行部隊を持っていない、社協も持っていない、実際にやるのは町内自治会なんです。それは、講演会の開催とか、施設の見学なんかは地区部会単位でできるかもしれないけど、実際の見守りとか、生活支援なんていうのは自治会がやるわけです、身近なところで。そういうことをちゃんと考えてくれないと、だめですよ。

○事務局（半澤補佐） ご意見ありがとうございます。そういういた地域のさまざまな事情というものを、やはり計画策定においては視点として踏まえたいと思いますが、地域運営委員会の件は、地域の自主的な運営に任せ選択肢を広げるという意味では、私どもとしては新たな取り組みをしたいと、現時点では思っております。今後、また検討させていただきたいと思います。

○山下会長 武井委員、お願いします。

○武井委員 武井ですけれども、今のことに関連しまして、先日、地域運営委員会のサミットみたいな形があつて、お話を聞かれた方も多いと思うんですが、実際に地域運営委員会というのは、やっぱりその地域で必要な項目、そういうものを地域全体で考えて、そこにお金もマンパワーも投入できるようにしましょうよという趣旨で、趣旨そのものは良いと思うんですけれども、現実に、今地域運営委員会で実際に活動するテーマをこれにしましょうよ、これが一番重要だからやりましょうよということでやつたときに、大体が防犯、防災関係とか、福祉関係の話が出てくるんですが、福祉の関係の話が出てくると、今のシステム、市が進めているやり方ですとね、社協の地区部会というのは地域運営委員会の必須の5団体の中の一つには入っているけれども、お金は統合していないんですね。統合していない、お金は全然別です。それで、地域運営委員会のほうで、じゃあ福祉課題のこういうものを、例えば、支え合いの仕組みづくりをやりましょうよという話になったときに、具体的にどういうふうに進めていくかというと、地区部会のほうは地区部会でお金を持っているんだけど、地域運営委員会のほうには、そのお金を統合して入っていないと。現実のシステムはそうなっているんですね。今日も、そういう場合、実際にじゃあお金を、その地域運営委員会の活動支援金みたいなものはそっちに回すことは可能なんですか。逆にそうじゃなかったら、地区部会のお金を運営委員会に吸い上げてね、1つの事業に統一することは可能なんですかという話もしたんだけど、そのあたりについてはちょっと検討させて、回答をもう少し待ってくださいというレベルなんですよ、まだ。そうすると、地域課題の中の、こういう福祉課題を持って行こうと思うときに、そのところを早く整理しないと、福祉課題を入れてやれない状況になっているんですね。ですから、まず地域運営委員会の

内容そのものについて、この資料をつくられた方も今ひとつよく理解されていない。地域運営委員会そのものというよりも、地域運営委員会の今の実情をよく理解されていないんだろうと思うんで、そこら辺をもうちょっと詰めてもらいたいと思います。特に事業の優先順序を決めてやろうと思っても、福祉課題については社協地区部会のお金は統合補助金の中に入っていないから、地域の運営委員会で、それを決めてやることが良いんですか、悪いんですかということがはっきりできないような状況になっている。その辺のところをよく理解いただきたい。まず、そのところは、そういう理解の問題なんですが、ちょっと私のほうで、違う話でいいですか。

○山下会長 どうぞ。

○武井委員 資料1から流れの中で、考えている話として、第3期計画の中では、実際にここではあまり担い手の話を入れていない感じを持つんですけども、実際誰が担い手になって進めていくかというときに、第1期計画や何かはいろいろNPOだと、いろんな団体、幅広くという形で、かなりそういうところに期待する内容の計画をつくったわけだけど、現実にはそれができないので、第2期計画では一部の区ではもう明確に出していく、第3期になったら全部の区が、もう主な担い手は社協地区部会でお願いしましようよという形に変わってきてているわけですね。そのところを何か、この書き方の中では、あまりはっきり書いていなくて、主な担い手はどこにいるのというのが非常にわからない内容になっているんですけども、むしろこれ、その辺を変えようと思っているんですか。今の第3期は、それが明確になっていますよね。これは、重点課題を地区部会のエリアで決めるということよりも、主な担い手は地区部会でやってください、その地区部会がやる重点課題はどれにするんですかというのを地区部会で決めてくださいというスタイルの話なんだよね。それ、何か趣旨が逆になってしまんか。地域でもって地区部会エリアごとに重点課題を決めるのは誰ですかというよりは、地区部会が担い手で、地区部会でやってくださいと、その上にたって地区部会がやるに際して、重点でやるものを作めてくださいという流れだったはずなんですね。そのところを意識的にか、何か全部違うように書いているように感じるんだけど、この辺の主な担い手の考え方というのは、何か考え方を変えようとしているんですか。

○事務局（風戸課長） 地域福祉課です。基本的に第3期を踏襲した形でやっていくというところは、変更はございません。ただ、第2期のところでもやはり地域の担い手不足というものを掲げられて、第3期の中でも同じようにやってきてはいるんですけども、やはり地域にいる方々も高齢化になってきているとか、なかなかお話をしても、地区部会になかなか入ってもらえないというところがあったりするなど、こちらでもお聞きしてはいるんですけども、基本的には担い手として社協地区部会にやっていただきたいというところは、第

3期と変更はございません。

○武井委員 それですと、私の意見としては、これ社協地区部会に期待するというのを選択肢としてはやむを得ないというか、実際に期待して、本当に担つてもらえるのは、多分、今のところ残念ながら地区部会しかないだろうから、もうそこに主体を置くのは良いんだけど、実際に今第3期のこの評価が今ひとつまだできていない段階で第4期の話しているわけだけど、第3期のところで見ると、やっぱり地区部会の限界が非常に見えてきているように、逆に感じるわけですね。それで評価としてはよく出来たと出るんだけど、実際はもう良いとこ取りの評価をしているような感じのところもあって、本当は、むしろ第4期で考えないといけないのは、今、第3期で地区部会に期待して動いてきて、それはそれで動いたけど、限界来ているところを今後、第4期ではどうするんだというような考え方を入れ、もう少し明確にすべきなんじゃないかと思うんですよね。

○事務局（風戸課長） ご意見として承るところなんですけども、私どもとしても、この担い手不足というところにつきましては、いろいろと考えていかなくてはならないところであります。今すぐに、このようにとは言えないところはあるので、今後とも検討させていただきたいと思っております。

○武井委員 ただ、第4期で今これで計画の骨子的なことを考えるわけですね。そういう中に、やっぱり早く第3期の評価をしっかりとして、その上に立って第4期ではどうするんだというところの中に、私としては、今、第3期で地区部会が担い手になってやってくださいよって、みんなかなり頑張ってやってきていると思うんですけども、でもちょっと今、かなりマンパワー的にも、実際のお金の面でも、かなりもう限界に来ちゃっているところがあって、それを今度どうするんだというのを、第4期の中で考えて入れるべきなんじゃないですかと。その辺の評価から始まる話なんだけど、第3期の評価をしっかりとやらないうちに、第4期のをここで決めなきゃいけないって、時間的制限もあるんだろうと思うんだけど、やっぱりそこら辺を議論して、その上に立って第4期はこういう項目を入れるべきだというところを、もう少し考えたほうが良いように感じます。

○事務局（風戸課長） 第4期につきましては、そのようなものを入れていけるよう検討していきたいと思っています。

また、評価については、一応1年間やっていただいた中で、人材確保についてですが、多くの社協地区部会から重点取組課題としては挙がってきてはいなかったんですけども、やはりそれを取組項目として挙げてきている地区部会の皆様方にとっては、ちょっとなかなか、この間、S・A・B・Cというような形で評価をしていただいた中では、なかなかAとSとか、なれないという状

況もあり、1年余りやった中での評価の中では私どもも見させていただいておりますので、第4期ではどうしていくかというのは少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○山下会長 その他ございますか。はい、お願ひします。

○原田委員 第3期計画で、重点取組項目を決めているんですけれども、その重点取組項目の選定は地区部会に任せられているわけです。そうすると、どうしてもやりやすいものばかりになっているわけです。難しい見守り活動とか、それから支え合いとか認知症対策、そういうものを誰もやらない、どの地区部会も。一番やりやすいのだけやっているわけです。他の区はわかりませんけど、少なくとも花見川区はそうなんです。そういうことを今回は是正する方向でやるつもりなんですか。やっぱり各地区部会が自由に選択できるようにするんですか。それどうお考えなんですか。そうしないとね、やりやすいものばかりりますよ、後で点数が付けられるから。できないようなの、誰もやらない。

○事務局（半澤補佐） ご指摘ありがとうございます。確かに重点目標を地域で決めるにあたっては、今までできていなかったから少し難しいものにチャレンジしようという考え方もあります、例えば、その地区の中で半分の地域ができていたので、それを全域で制覇したいとか、いろいろ地区部会ごとに考え方や事情があって、重点取組項目を決めているという実情がございます。原田委員からのご指摘のとおり、区単位ですとか市単位ですとか、そこで重点的なものを指針としてある程度示すべきではないかというご意見については、私ども事務局でもある程度考えておりまして、今後さらに骨子をつくっていくに当たっては、そういう議論を深めていきたいと思っております。

○原田委員 だけど地区部会で選択できるわけでしょう。健康づくりが一番取り組みやすいから、そっちをやるとかね、そうなってきちゃうんですよ。それでもいいんですか。

○事務局（半澤補佐） 第2期計画におきましては、区ごとに目標を決めて、それを社協地区部会等に実施いただくことで、地域福祉を高めるという手法を用いたのですが、第3期では、各地区の自主性に任せて決めていただいて、第4期についてもその基本を踏襲したいと思っておりますが、その重点取組項目決めにあたっては、例えば社協区事務所の力を借りたり、指導を仰ぎながら、一緒に重点取組項目などを決めていかなければとは思っております。重点取組項目を選ぶ数についても、なるべく多くの目標を定めて地域を高めたいという考え方もあるれば、この地区にはこれが必要だという1点集中という考え方もあるとは思います、そこをあえて強制的に平準化するという考えはなく、いずれにしろ今、原田委員からのご指摘のような点は踏まえていきたいと考えてお

ります。

○原田委員 地域の実情はそうなっているんです。人もいないし何もいないから、難しい重点項目を決めたって、なかなか取り組めない。それだったら、今までやってきたような健康づくりを中心にやるとか、そうなってきちゃう、どうしても。だから、それでいいならいいですけど。

○山下会長 ちょっとよろしいですか。今、原田委員がおっしゃっていることは、この地域福祉計画でいうと特徴的でございまして、他の行政計画ですと、到達度を定めて、それに見合った予算を導入して、実行できているかどうかというのを、どちらかというと働いている人って言ったら失礼ですけど、そうした中で整備していくところが近くになりますが、こちらの地域福祉の推進というのは、住民の参加がなければ進まないことで、特に町内自治会の方のご尽力の中で実際のまちづくりが進んでいって、一方で町内自治会の加入率とか、あるいは実際どのぐらい、こうした日常的な活動をしてくださるかというと、言い方よくないですが、決まった人がかなりな頻度で担っていくという実態があることは、全国的なことかと思います。そして、今回の第4期の地域福祉計画をつくるに当たって、今、事務局にご提案いただいたところなんですが、要約すると、ご意見は、そもそも評価というのが、重点項目をつくるということ自体があまりよくないんじゃないかな。それが、いわゆる達成している、達成していないというところに着目をし過ぎてしまうと、できることを設定して見据えていくことになるんだけれども、花見川区の実情からすると、もう少し本当は町内自治会も含めて、もう少し市民の参加も得ながら見守っていく、支えていくということを広げていく必要があるのに、こうした評価手法、それが少し妨げられはしないか、こうしたご発言、ご意見でよろしいでしょうか。もうちょっとつけ足しがあればどうぞ。

○原田委員 大体そういう考えです。

○山下会長 そうですね、確かに一部の住民、市民の方が、こうした地域福祉を担っているというのは、全国的な課題で、行政担当者としてもお願いしますと言つていいものか、それは住民が自主的にやるものなので、その基盤の部分をどのように、財源的な確保とか、あるいは委員会をつくってそこで議論するかという、器まではつくれるんですが、実際のところは地域性と、そこに登場される方々の意見の中でいろいろなことが進んでいくのはご承知のとおりだと思いますので、今のご意見は、こうした意味での重点項目とか、もしくは取り上げ方の見せ方を、その評価の中でどう取り込むかというご意見だというふうに承ります。

他にご意見等はございますか。岡本委員お願いします。

○岡本委員 お願いということになると思います。重点項目は、九つ決められておりますけども、その中で、例えば、防犯防災に関する这样一个項目がありますと、地域全体で考えていかなければならぬというふうになると、やっぱり先ほどから話が出ております地域運営委員会との関係も非常にかかわってくる。そうしますと、緑区の場合はまだ地域運営委員会、かなりできているなんていう状態ではございませんので、そういう関わりというものをやっぱりきちんととしていかなければ、この目標は達成していかない。どうしてもそういうところは避けて通ってしまって、防犯防災については、町内自治会のほうだけでやっていくというふうになってしまふ傾向になって、ともに協力してやるという形ができなくなっているというのが現状じゃないかなというふうに思っています。そこで、先ほどからご意見が出ておりますように、地域運営委員会といふものの組織と関わり方、先ほどいろいろな方から予算とか、いろいろな組織のところもありましたけども、そういうものは整備を早めていっていただきたいなというふうに、第4期では、そのところを明確にしていっていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。これは、私の一つの意見でございます。

もう一つ、資料の1の下のほうの丸ですけど、地域福祉専門分科会の意見等の中で、重点項目を絞った方が良いという考え方と、取組項目の全てが重要である这样一个場合、そこは書いてございますけども、私も絞れば絞っただけに、ちょっと安易な方向になる場合もあるし、その重点項目の中の1つのこれ、九つと決められているから、その中でやるわけでございまして、そういうところの、9項目の中にもう少し幅広い考えが取り入れられるということを考えていったらどうかなと。例えば、見守り体制の構築、そこはもう見守りだけになってしまふというふうになりますので、福祉教育と啓発なんてなると、これは学校関係とのつながりを重視しながらやらなきゃいけないというふうになりますと、じゃあその中の福祉教育の中で、一体どういうことが項目の細部というんでしようか。小項目として、どういうことが考えられるかということを、ある程度目安としていただけすると、その重点の9項目というのは生きていくんじやないかなということでございますので、その点、ご検討していただければ大変ありがたいなと思います。

以上です。

○山下会長 今いただきましたご意見は、いわゆる共助を九つのテーマに分類して、それぞれの地域ごとの取り組みをしていくというところで、九つが指定されていると、そこのみの取り組みをつくっていくという発想になっていくんだけれども、実際はそこが関連し合いながら、地域でも支え合えるので、こうしたこと配慮して、第3期計画を踏襲する方針とはいえ、ここは少し一旦考える、工夫が必要ではないか、そういうようなご意見でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

武井委員、お願ひします。

○武井委員 今の話の重点課題と、ここで言っている九つのグループに分けた話がごっちゃになっているんだけど、重点課題は各地区部会で選択するときに、もう非常にたくさん、12、3個挙げているところもあれば、1つ、2つというところもあって、別に九つ決めてやっているわけじゃないのです。ちょっと何か話がごちゃごちゃになっちゃっているんだけど、今は、さっき原田委員が言われたように、選ぶときにやりいいのを選んでしまうというようなことも確かにあるかもしれないし、特に数少なく選んでいるところは、そんなところもあるのかもしれないんだけど、1つのやり方として参考に、中央区の場合は、見守り体制づくりというのを区の活性化事業の補助金の対象で3年にわたってほとんどのところがやれるように、区の活性化事業のお金の半分ぐらいを、この事業をやってくれるところにやりますよということで、かなり区がバックアップして、そのおかげで見守り体制づくり、中央区の場合は16地区部会あるうちの今13ですかね、正確に言うと事務局のほうがわかるかもしれないけど、大体それぐらいみんな取り組んでくれているので、何か区のほうのそういう活性化事業だとか、そういうのと連携して進めることを、もう少し入れたならば、本当にやらなきゃいけないなと思う事業を、そんな形のバックアップもできるような体制の中で進めることを第4期の中でもう少し考えたらいいんじゃないかなというふうに感じます。

○山下会長 ありがとうございます。岡本委員、何かございますか。

○岡本委員 そのとおりだと思います。地区は、中央区と緑区は完全に違いますし、緑区の場合は4地区部会しかないと。非常に中央区の場合は分かれているということで、その区の中でもう少し、例えば、見守りなら見守り体制とするなら自治会単位で進めているという形を今、とっているわけですね。区全体という意味では、そういう形をとるという方向で、今、実際進めているわけですけども、そういうときに少し柔軟に考えていったほうがいいかなという考え方です。

○山下会長 ありがとうございました。つまり千葉市のは、政令指定都市ですので、ここで議論するのは6区の総合的な地域福祉の計画をつくるんですが、人口的に多い市ですので、実際は地域福祉の推進という、区ごとの計画が実際的には本当は必要なわけで、その区ごとの計画をつくるところの議論と、あと千葉市で一体的に考えること、両方考えながら進めなければならぬので、ちょっと話が混乱してしまうかもしれません、千葉市全体として地域福祉の推進方策や、共助の仕組みの強化促進ということと、それぞれの区ごとで、では重点事項をどう取り扱って、あるいは九つのテーマに具体的にどう取り組むかという話が、うまくいくようにするための第4期をどうするか。そして、議論でまたご意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○松崎委員 次の介護保険の事業計画の改定の中で、ご存じのように要介護1・2の人たちは、いわゆる施設利用、入所ということができなくなってくるということで、かなり要介護1・2、要支援1・2、これ圧倒的な多数の介護保険の利用者の中では、やっぱり地域の中で生活しておられるということになるんですね。この介護予防という、予防ということで重度化させないというふうな仕組みを積極的に取り入れようとしているんですけれども、やはり日常的な生活の場というのは、それぞれの生活圏域なのですね。それが、自治会であったり、あるいは地区部会であったりとか、いろいろ重なっていますけれども、やっぱり地域で在宅で、さまざまな難病であるとか介護であるとか、それを抱えながら生活しておられる方がいるということで、そういう意味で地域包括ケアシステムの中で特にこの地域の支え合いということが、すごく重要になってくるということで、次の次期計画の中ではさらに一層それを、総合化するような形で地域包括ケアの推進を一層図らなきやいけないということで進んでいると思うんですけども、その中でやはり見守りもあったり、そういう生活の中での買い物支援があったり、あるいは病院への通院のお手伝いがちょっとあつたりとか、何かそういうことの中で支え合いをどういうふうにつくっていくかということが、やっぱり地域の人の中での課題として挙がってくるだろうと思いますので、この地域包括ケアということの中での日常生活圏域の中での私どもの支え合いというのが、やっぱりぜひ取り組んでいかなければいけない、次期計画の中で非常に重要な課題であるというふうに思っておりますので。第4期の計画の中で地域包括ケアシステムで、特に日常生活支援総合事業との関係ということで入れていただいていますけれども、それだけじゃなくて、やっぱり圧倒的に、その施設利用というだけでなく、日常生活の中で地域で生活している人がたくさんおりますので、ぜひこのシステムをきちんと地域の中で、特に公助の部分で、しっかりとつくっていくことの必要性があるんだろうというふうに思います。

それから、もう1つ、地域包括ケアシステムというのは高齢者だけではなくて、障害者も、それからある意味で児童であったり、それから精神障害であったり、それから生活困窮者も含めて、やはり総合的に地域包括ケアというふうな考え方、地域の中で展開していくんだろうと思いますので、それでもう1つの意見としては、行政の内部の中のさまざまな諸施策が地域計画というところで総合化され、調整されて、やはり地域に出ていくということが必要だと思うんですね。ですから、私はこの地域計画というのは非常に難しい計画なんですが、計画の中の計画というふうな、そういう性格をもっていると思うんですね。高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）のような計画と違うところがありますので、まず本庁自身の中のさまざまな施策、地域振興計画だと市民活動計画であるとか、そういうNPOとか、さまざまな活動の中に、やっぱりボランティアとかいろいろ入ってきますので、その辺のところの全部整

合性といいましょうか、よく施策を把握しながら展開していただきたいなということと、ぜひ行政の内部で諸施策の整合性と、それから協働性ですね、特に暮らし、住まいのまちづくりのような、そういうところも、やっぱり福祉とちょっと離れますけれども、そこもやっぱり生活の基盤が住まいであると、住宅であるというところで、特に在宅ということを考えますと、非常に住まいが重要ですので、その辺もぜひ整合性と言いましょうか、府内でとっていただきたいということと、それからもう1つは、区のレベルにおいてきたときに、こういう諸施策が区の行政としてどういうふうに、区民と面しながらきっちと支援をしていっているのか。それから当然、区の各種協議会もそうですけれども、その辺のところを諸施策全体をにらみながら、1つ非常に包括的に行うというところで、この資料2の地域福祉計画と分野の関連の中で、これだけ全て支え合いのまち、地域福祉計画の第4期の中で包括しようとしているわけですので、それだけ大変難しい計画だと思いますので、どうぞひとつ行政の組織内、特に町内自治会と、それから社協地区部会とかボランティアとか、その辺のところを、ぜひ諸施策同士が、やっぱりきちんと整合性を図りながらやっていただきたいなというのが私の意見です。

○山下会長　　松崎委員、ありがとうございました。続いて、長岡委員お願いします。

○長岡委員　長岡です。今まで発言された方が大方のことは言われているんですけど、地域包括ケアシステムの位置づけが、この中でちょっと曖昧なんじゃないか。これは、地域包括ケアシステムというのをどう構築していくかという課題の一環ではないかというふうに思うわけです。今、松崎委員がおっしゃったように、やっぱりもうちょっと、例えば、地域包括ケアシステムの関連から見えていません、入っていませんよね。それから、地域運営委員会、市民自治推進課も、言葉は入っているけれど（今回の会議メンバーに）入っていない。松崎委員がおっしゃったように、住宅の問題も、やっぱりどうあるか。安心安全に暮らしていくための住宅政策はどうあるべきかということも関係していくと思うんです。その辺を、やっぱりもうちょっと調整をとって、一体として、その地域によっていろいろ違いとかあると思うんですけど、市全体、区全体とすれば、重要な課題ではないかと思うんで、その辺もきちんと調整をして、よくできるように、話し合いができるようにしていただければというふうに思います。

○山下会長　　いわゆる地域福祉において、地域包括ケアというのが市民にわかりやすく、じゃあどういう政策を目指しているのか、そこにおける行政の役割と、行政の地域福祉からどの辺まで今どの辺まで進んでいて、進めようとしているのかという公助の部分を明らかにしつつ、そこで市民の役割というものも生み出さないと、全て市民が押しつけられているとか、どんどん仕事がふえ

ていってしまうという、自発的、主体的に進めるのが、何か誘導されているのじゃないかという中で地域福祉が進むことはよくないことですので、そうした公助の部分の役割と、市役所、あるいは区も含めて府内調整が進む中で、地域福祉が進むんだというご意見は、受けとめたいと思っております。

次は清水委員でよろしいでしょうか。

○清水委員 千葉市老人福祉施設協議会の清水です。資料2の3のスケジュールについて、今一度確認させていただきますと、来年の7月から9月で計画案作成ということで、完成形を示さなきやいけないということになるかと思います。従いまして、あまり残されている時間はないと思いますから、やはりこれからは皆様と一緒に、ぜひ建設的な議論を展開した上で、原田委員さんがご指摘の実行性の上がる、やはり具体的な計画づくりに取り組まなきやいけないというふうに、まず前置きをさせていただきました上で、4の計画のイメージにございますのが、チャート図になっております。まず地域の中には、各団体、もちろん中心軸には町内自治会ということでありましょうから、まさに原田委員ご指摘の、一人何役かというお話も出ていたと思いますから、住民が主体であると。繰り返しになりますけれども、後はその下の波線部分でございますが、まさに私どもの団体が行っております社会福祉事業者、そして左端の欄外に出ますと、社会福祉法人でございまして、ここもある意味イコールの座標軸にあるというふうに思っています、両方を兼ねている、その中で重点項目がやりにくいとございますが、見守り、これは主に生浜地区ですかね、児童を中心としたセーフティーウォッチャー等々がもう既に始まっておりまして、私の会員施設、中央区の社会福祉法人がやっております。加えては、やはり若葉区では社協さんと連携のもと、買い物難民の支援ですね。これは、既に始まっておりましたけど。いわゆる手間暇かかる、人手がかかるという意味での、要はやりいい、やりにくいであれば、ぜひ私ども会員施設、どこにあるかご存じでない町内自治会の方もいるのかもしれませんけれども、今一度こちらの広報等々についても、行政と連携をとった上で、やはりお示しいただいて、知っていた上で、こちらも協力できることはできますので、課題としては来年の社会福祉法の改正のもとに地域貢献、社会貢献というような課題も入ってございます。要件として、これ必須でございますので、ぜひ私ども千葉市老人福祉施設協議会の会員をぜひ有意義に使っていただければ幸いと存じるわけでございます。ちょっとコマーシャルを含めて、一言申し上げました。

以上です。

○山下会長 社会福祉法の改正で地域福祉の担い手が社会福祉協議会に注目を大きく浴びてましたが、社会福祉充実残額と計画を立てて、市内の社会福祉法人が、その提供しているサービスだけではなくて、地域社会のための支援をしていくというふうに軸が変わってきます。そのための住民の話し合いの場もでききてますでしょうし、期待しているところでございます。

その他ございますか。はい、お願ひします。

○原田委員 この地域包括ケアシステムというのは、第3期計画をつくった末期のころに出てきたと思うんですけれども、これは第3期計画には全く反映されていないんでしょうか。少し断片的には作業されているという認識でいいんですか。

○事務局（半澤補佐） 原田委員がおっしゃったとおりでございまして、3年スパンでこの計画をつくるに当たりまして、ちょうど地域包括ケアの考え方が策定の直前ぐらいに出てきたものですから、この計画の中では1ページを割いて、地域包括ケアの考え方の必要性ということは入っておりますが、計画策定の過程においては、その視点を強く意識してはいなかつたというのが実情でございます。第4期においては、地域包括ケアシステムを今後、急速に普及させなければいけないということもありますので、強く意識した形でつくっていければと考えております。

○原田委員 これは、共助のものを対比するとね、圧倒的に公助の部分が多いですよね。あまり詳しくは見ていないけれども、だからそれを我々がやることは、もう決まっているわけでしょう。共助でやれるることは。先ほど言ったように、見守りと支え合いと健康づくりと認知症対策ぐらいしかないわけでしょう、地域でやれることといったら。後はみんな公助で、在宅介護とか在宅医療、その辺をどうするかという問題でしょう、ほとんどが。だから、その辺を全部第4期では入れていくということですね。

○山下会長 入れていくことですねというか、花見川区として、例えば、入れていったほうが良いのではないかということですか。

○原田委員 そうではないかということです。

○山下会長 そういうことですけど、行政としては、それは地域の方々が決めて動いてくださるとうれしいですみたいなことになって、あまり行政でそうしてください、そうでございますとも言いにくい質問なんんですけど、どうですか。

ただ、そうすると今度は住民の参加のほうが、どのくらいお忙しかったり、活動している人が限られてくるので、こうした潜在的にというか、ちょっとなら地域で活動できたら良いなということを促進させる人材が必要で、そういうコミュニティベースで、こうした町内自治会の方のご相談に乗らせていただいたり、やはりご一緒にそういう見守りとか、認知症の進行について助けるような職員を、先ほどの清水委員がおっしゃったような、社会福祉法人によるあんしんケアセンターとか、認知症のケアカフェとか、こうしたものを作り寄せ

ながら、まちづくりをしていこうと、そういう発想になっていると思われますが、もう少し行政に聞きたいことがありますか。

○原田委員 いつもわからないのは、認知症対策ですよ。地域で何をやればいいのかわからない。徘徊している人を保護するだけでいいのかとか、それ以外に何をやればいいのか、そういうことは全くわからないんですよ。認知症対策って一言に言われるけど、その辺をちゃんとわかるように言ってくれないと、地域でどういうことをやればいいのかね。

○山下会長 とてもいいご意見いただきました。そうしたことに関する町内自治会の活動や、社協地区部会で活動されている方々の支援というのを住民同士でやる場合もあるでしょうけれども、そこで千葉市社会福祉協議会ですか、あんしんケアセンターとか、地域福祉を推進している職員が、こうした相談とか、こういうふうなやり方があるよという、体制に乗れるっていう人材育成の仕組みづくりは必要ですので、こちらの地域福祉計画のほうの人材確保とボランティア活動の促進というのは、住民活動の推進のような書きぶりのみですが、実は地域福祉を進める専門職を育てて配置していくということを計画化していく必要があるのではないか、原田さん、そんなご意見に翻訳してもいいですか。ちょっと違いますか。

○原田委員 大体いいですけど。もうちょっと具体的にやってもらわないとね。

○山下会長 そうなんです。地域の方としゃべるときは、具体的にしゃべらないとダメなんですね。では、神山さんの前に、まず臨時委員の方から、どうぞお願ひします。

○津田委員 スケジュール的なことといいますか、資料3の一番下のほうに計画策定の手順というところで、平成28年から29年度に向けて、各区支え合いのまち推進協議会における協議・検討というのがあるんですが、実際に推進協議会を運営していく中で、推進協議会は年4回しか開かれないので、いろんなことを計画的にイメージしていかなくちゃならないんですが、千葉市のこの計画の素案が7月ですね。それで、9月末に計画案が完成すると、こういうスケジュールだと思うんですが、市の計画に基づいて区の計画が構築され、そして各地区部会が重点活動項目なんかも計画するわけなんで、この推進協議会でする協議・検討というのは、計画素案を検討するのか。あるいは、9月以降の計画案を検討するのか。要するに、推進協議会としては、だいたい区の骨子だとか、そういったものがわかればいいと、こういうことなのか。もうちょっと具体的に、計画案ができ上がったところで協議・検討しなさいよという、これどちらなんでしょうかね。

○山下会長 計画設定の手順のところ、もう少し教えてくださいということですね。お願ひします。どのように考えているかのレベルでいいです。ちょっと期間がないのではないかというのが案にあるということなんですね。

○事務局（半澤補佐） 計画の策定スケジュールにつきましては、今、津田委員がおっしゃったとおり、この資料のとおりでございますけれども、次回の分科会までにもう少し詰めさせていただければと思います。概ねイメージとしては、このような流れで進めるべきではないかと、現段階では考えております。

○山下会長 ご意見としては、もうちょっと余裕がほしいなということでいいですか。

○津田委員 我々、区支え合いのまち推進協議会を運営する者にとって、その中で千葉市の計画を協議・検討しなさいと、こういうことですね。そうすると、協議・検討するとき、計画の素案が7月にでき上がりますね。それで、9月末に計画案が完成しそうだと。そうすると、この9月末ぐらいに千葉市の計画案を協議・検討すればいいのかと、こういうことなんです。

○事務局（半澤補佐） 津田委員のイメージですと、9月末に計画案が作成されて、それを区の協議会でご審議いただくというイメージかと思うんですが、もう少し早い段階、6月ごろまでに計画の素案を作成いただき、作成完了に向けて作業を進めていただきながら、市と区、全て計画が整うのが9月末です。この段階の計画案によって市民への説明会を開催するという流れです。

○津田委員 わかりました。9月末ぐらいには、市の計画と区の計画が、ほぼでき上がっていると。それについて、協議・検討してください、こういう話ですね。

○事務局（半澤補佐） その前までに、区協議会の合意を得ていただきまして、9月末の段階では市と区の計画案を完成させ、それを一般市民に公開することになります。

○津田委員 推進協議会における協議・検討というのは、要は推進協議会の中で、市の計画と区の計画を協議・検討すると、こういうことですよね。ここに書いてあるのは、そうじゃないんですか。

○事務局（黒木主査） 各区の推進協議会に検討していただくのは、区の計画の協議・検討ということです。

○津田委員　　区の計画をここで検討しなさい、そういうことですね。

○事務局（風戸課長）　　作業としましては、市の公助の部分については市のほうで、我々のほうで計画を検討していきます。区の部分について、各区の推進協議会のほうで検討していただくこととなります。それぞれが動いて計画を立てていく、そのような流れになります。

○山下会長　　臨時委員の方にご発言いただくと、とても新鮮というか、現場の生々しい話がお聞きできてとても良いと思います。こうしたスケジュールも私たちが見ると、何となくそうかなと思うんですが、実際に当事者となってやってみると、誰がどこでいつまでつくられて、それがどうとりまつて、この中ではどのように決定するのかというのをもう少しわかりやすくおつくりいただくということをおっしゃっているのかなと思います。その一方で、時間的に、この住民同士の話し合いが、そこまで十分なのかというご指摘も今いただいたと思いますが、この件に関しましては、今回の第3期から第4期の移り変わりを考えますと、その次、第5期がもうすぐそこに待っているんですけど、先ほど皆様からご意見いただいている地域包括ケアシステムというのは、重たい人の介護と、これから介護になるかもしれない、ちょっと体が弱っているかなという方々が、その状態を維持できるように、あるいはそれを遅らせることができるような介護予防と、あとは先ほどの医療の問題、そして住まい、そして生活支援といったものが行政のサービスだけの生活支援ではなくて、民間のサービスやボランティアの見守りも含めた、地域住民の方も含めた生活支援といった分野が、相互的にその方に届かなければ、地域で、あるいはなるべくご自宅の中で暮らし続けたいという方の思いが、今の福祉医療保険システムでは十分に届かないだろうというところから、関係機関が連携して進めていこうという挑戦で、これを目下10年間ぐらいかけて、2025年を一つの目標にしながら、地域づくりをしていこうという、こうした計画や理念も含まれております。つまり、今回の第3期計画、4期計画で、地域包括ケアが成就するかというと、なかなか厳しくて、10年後、それ以降も見据えた日本の福祉社会の住民の参加を進めようということなので、町内自治会の会長さんにおかれましては、任期の間でそれをやらなきやいけないということは、さほど重責に思われず、きちんとバトンタッチをしていくことも含めた地域づくりを、給料をもらっているコミュニティのワーカーと進めるという観点で、住民に丸投げしようとしている福祉ではないということはご理解いただくとすると、今回のご提案の第3期から第4期の計画というのは、マイナーチェンジとなります。大きく変更することはなく、いろいろご意見もあるかと思いますが、とりあえず、このことを微修正をしながら、むしろ今日ご意見いただいた課題ですとか、やってみて良かったこととか。そのやってみて良かったことを隣の区の取り組みにも反映することができないか。こうした市民の方が読みたくなるような地域福祉計画の本を第4期ではつくることができないかというご提案が、今回の資料になり

ます。

一方で、武井委員からご指摘ありましたような、地区部会で予算構成をしている地域づくりのためのお金や、町内自治会で使っているお金が、地域運営委員会のほうにその予算が流れて、その地域運営委員会の中で、それぞれ重点、あるいは必要なところにお金の配分決定していこうという、新たな動きもあることは、武井委員から日々教え込まれておりますし、地域運営委員会や町内自治会のお仕事が確実に増えて、自主性が出てまいるわけですが、そうしたところも今回の地域福祉計画のところで、どこまで千葉市の施策として取り込めるか、そして住民が困っている方が目の前にしたときに、住民相互で支援活動を行えることができるような、つながりの再構築をもう少し進めていこうというスローガンに立って、次の計画は進めていかなければいいんじゃないかということが、今回の計画のご提案にございますが、その他、ちょっと時間が迫り過ぎているんですが、ご意見いただきたいと思います。あと2、3名ですが。神山さん、手を挙げられましたので意見をどうぞ。

○神山委員 前の第3期をつくっているときもそうだったんですけど、子どものことってなかなか入りにくいねというのが割と話題に出ていたことがあったかと思います。国も今、子どもの貧困対策の推進に関する法律でしたっけ、新しくつくって、本腰入れてやるんだみたいなことも言っているところですので、何かそういったところもこの中で取り組んでいかなきやいけないのかもしれませんと。今までのお話を聞いていると、やらなきやいけないことがいっぱいあるわけですよね。それをやっていくというのには、いろんな人とかいろんなところの力を借りていかなきやいけない。学校なんかもそうなんだと思うんですけども、学校の力も借りていかなきやいけない。じゃあ、それみんな手を貸してくれって、その真ん中で言う人がやっぱり必要なんだろうなというのを思っていますし、担い手の中に調整役、今、会長さんのお話の中にもありましたけど、いわゆるいろんなところと連携、調整を図りながら、これを進めていくんだという、その調整役というのをしっかりと位置づけをする必要があるのかなという気は、第2期、第3期と携わってみて、何か非常に強く感じています。実際に、担うのは社協の区事務所の方になるんだと思うんですけど、区事務所の方、かなり動き回っている方は動き回っているんですね。正直、役割的にはいっぱいいっぱいかなという、ちょっとこれ以上のものを期待するのも酷な話だなという気持ちも多少はあるんですけども、その辺の、いわゆる真ん中に立つ調整役というのをしっかりと、もうちょっと位置づけて進めていくということが必要なのかなというような気がしています。どうしても、やっぱり社協さんに役割をお願いしちゃうところは多いと思うんですけども、社協が実施主体であるのは確かにそうなんでしょうけども、社協の力を借りていろんなところにお願いをしていったりとか、つないでもらったりとかいうことが、これから先はもっと必要になってくると思いますので、やっぱりその辺の、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーと言われるような調整役を、この計画の中

にもうちょっときちんと位置づけをして、これは公助の取組みとして、ここをちょっと力を入れて配置するんだみたいなことをやっていけたら、すごい何か良いんだろうなというような気がしております。何かいろんなお話を聞くと、本当にいろんなことが、いろんな方が関わって、いろんな機関が関わってということが、だんだんだんだん、第2期、第3期、第4期と進むにつれ、膨らんできているなというのがありますので、ぜひともその辺の位置づけを図ってもらえると良いかなという気がします。

以上です。

○山下会長 ありがとうございました。今、国のはうの施策、コーディネーターダブルと言ったんですけど、介護保険のはうは生活支援コーディネーター。それで、生活困窮者自立支援制度の相談の専門支援員、そして子育ての、母子保健法関係で、子供の包括支援センターって構想が出ていまして、そのキーワードは全て地域づくりというふうになっていまして、そうした新しく政策がつくり出した地域福祉の担い手と、あと従来からの社会福祉協議会のコーディネーター、そこが全部弱くなっていますので、少し予算的には拡充するといったことも進めないと、住民が悲鳴を上げているというのは、多分そうしたところで悲鳴を上げているんだということをご意見かと思います。

その他ございますか。武井さん、どうぞ。

○武井委員 今、だいたい同じようなことを言っていただいたんですけれども、具体的に今、各区でちょっと違いがあるのかなというのを感じていて、中央区の場合、さつき見守りなんかは、もうほとんどのところでうまくいっていますよというような話もしたんだけど、現実に今、第3期計画でやっている中でも、次の一步がなかなかもう進めないような状況なんですね。それで、具体的にいうと、例えば、支え合いの仕組みづくりなんていうのも、非常に介護保険の内容も変わるので、やりましょうよと言って、市でも補助金をつけていても、ほとんどのところが手を挙げない。もう挙げられないという状況にあるんですね、やはり見守りもそうだけど、それ以外のいろいろ社協のふれあい3事業に近いような形で、地域福祉計画に入っているようなものをいろいろこなしていくと、もう結構すごい人が取られちゃっていて、なかなか次のものをやれないというのが実情です。今、支え合いの仕組みづくりなんか、もうちょっとみんないろいろなところでやれるようにという働きかけもしているし、私自身の地区部会でもやっているんだけど、なかなかもういっぱいいいっぱいでという感じのところが非常に出てきているので、その辺のところをやっぱり第4期のときに、今の第3期の反省を含めてね、どこでそれを補えるかとか、それにさらに支援ができるかとかっていうようなところは考えておく必要があると思う。私も、今言われた社協の区の事務所なり、社協そのものが、やっぱりもうちょっと地域福祉計画の推進に積極的にというか、ある程度責任もって進めるぐらいの気概を、位置づけをもう少ししていく必要があるんじゃないかなというふう

なことも感じていますので、ちょっと意見として。中央区の実情と、それをどうやってカバーするかということの流れとして、そんなことも必要なのかなというふうにも思っていますし、いずれにしても第4期のときに、今の第3期の実情はしっかりと把握して、第4期のときにはその辺をこうしようよというのは、何か入れておく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

○山下会長 ありがとうございます。その他ございますか。よろしいでしょうか。

本議題につきましては、こちらで意見をとめさせていただきまして、これで骨子（案）について意見をお伺いしたことになりますけれども、事務局のほうで何かございますか。こちらで、今いただいた意見については、私と事務局で協議して対応していくという方向にはしたいと思いますが、どうぞ課長。

○事務局（風戸課長） いろいろなご意見いただきまして、ありがとうございます。時間の関係で、この場でご意見いただけなかった方々、いらっしゃるかと思いますので、本日述べられなかつた意見等ございましたら、こちらの用紙に書いていただいて提出していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山下会長 皆様にご意見いただくには時間が足りませんで、申し訳ありません。特に社会福祉協議会は、いろいろ今意見が出ましたので、各事務局の職員や地区事務所の職員の方のおっしゃりたいことはおありでしょうから、ぜひご意見をいただきたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。事務局のほうでお願いします。

○事務局（黒木主査） 議題1については以上になります。臨時委員の皆様については、お疲れさまでございました。臨時委員の皆様については、これにて終了となりますので、今ご案内いたしますので少々お時間いただきます。

○山下会長 臨時委員の皆様、どうもありがとうございました。どうぞ気をつけて。ありがとうございました。

（臨時委員退席）

（5）報告事項 小規模自然災害における被災者支援制度について

○山下会長 それでは、5時ごろに終わることを目途といたしまして、次第の5の報告事項「小規模自然災害における被災者支援制度について」入りたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（風戸課長） 地域福祉課長の風戸でございます。引き続き説明さ

せていただきます。

事務局より 1 点報告がございます。「小規模自然災害における被災者支援制度について」でございます。こちらは、先ほどご審議いただきました第 4 期千葉市地域福祉計画に直接かかわるものではございませんが、「自然災害が発生したときの被災者への支援のあり方」について、本市においても喫緊の懸案事項となっており、このたび、被災者支援制度の方向性について取りまとめましたので、この場をお借りいたしまして報告させていただきます。

資料 4 をご覧ください。まず、資料の構成についてですが、各ページとも、上段、下段の二段構成になっており、それぞれの右隅に番号が振ってあります。そこに書かれています 1 から 8 までの資料番号をたどりながら説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料番号 2 をご覧ください。まず、被災者支援制度を検討することとなつた経緯ですが、近年、本市では、平成 23 年 3 月に発生しました東日本大震災を除き、住宅が全壊の被害を受けるような自然災害は発生しておりませんでしたが、昨年の平成 27 年 9 月 6 日に、JR 蘇我駅の近辺になります中央区今井周辺で、竜巻とみられる強風による被害が発生しました。この強風による被害の状況ですが、その範囲は狭かったものの、資料の「被害状況」にありますとおり、全壊が 4 棟・2 世帯、半壊が 15 棟・17 世帯、一部破損が 92 棟、合計で 111 棟もの住宅の被害が発生し、本市では近年まれに見る大規模な災害となりました。

しかしながら、この被害規模では国や千葉県が定めている被災者支援制度の適用要件を満たさなかつたため、支援の対象とはなりませんでした。この資料の真ん中にあるとおり、「国・千葉県制度の適用要件の抜粋」を記載しております。国制度においては、「一市町村で全壊が 10 世帯以上」発生した場合に適用となります。また、千葉県制度においては、「連たんする複数の市町村で全壊が 10 世帯以上」発生した場合に適用となります。ここで言う「連たん」の意味ですが、自然災害が行政区域をまたがって発生した場合、例えば、市原市と千葉市と習志野市の 3 市にまたがって自然災害が発生したときのような場合、全壊世帯の数が 3 市合せて 10 世帯以上となったときには制度が適用されるというものでございます。

一方、この強風被害があつた当時の本市の支援制度としては、災害見舞金として全壊世帯に 5 万円、半壊世帯に 3 万円を支給するに留まるものでした。

次のページをお願いいたします。資料番号 3 には、「国と千葉県の被災者支援制度の概要」が掲載されております。こちらは、後程ご覧ください。

その下段の資料番号 4 をご覧ください。このような状況の中で、千葉市議会より千葉市長に対し、自然災害発生時における被災者支援制度の拡充を早急に検討するよう、要望書が提出されました。そこで、本市としましては、「範囲は狭かつたものの、東日本大震災以来となる全壊被害が発生したこと」及び「千葉市議会から被災者支援についての要望書が提出されたこと」を受けまして、

被災した世帯に対し、本市独自の支援金を支給し、被災者の生活再建を支援することといたしました。

資料の四角で囲った部分に「その時の強風被害支援制度の概要」を記載しております。なお、この支援制度につきましては、昨年9月の強風被害に限ったものとなっております。

まず、支援対象につきましては、全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊等解体世帯及び半壊補修世帯を対象としております。アの全壊世帯からウの半壊等解体世帯までは、国や県の制度と同様になっておりますが、エの半壊補修世帯は本市独自の部分となっております。

なお、世帯の前に記載している全壊、大規模半壊、半壊の意味ですが、これらは各区のくらし安心室で発行する「り災証明書」に記載されている「り災の程度」を示しております。

また、米印の部分ですが、被災住宅に関する固定資産税、都市計画税の滞納がないことを要件として設けている部分につきましても、本市独自の部分となっております。

次に、「2 支援金額」ですが、アの基礎支援金は被害の程度に応じて支給されるもので、全壊は100万円、大規模半壊は50万円、半壊等解体は100万円が支給されます。この基礎支援金にプラスして、住宅の再建方法に応じ、イの加算支援金が、新たに住宅を建築・購入した場合には200万円、被害を受けた住宅を補修する場合には100万円、賃貸物件に移り住んだときには50万円が支給されます。なお、お一人住まいの単身世帯については、これらの金額の4分の3が支給されます。

ウの半壊補修支援金は、半壊被害を受けた住宅を補修したとき、25万円を上限に、当該補修に要した費用の額を支給します。

アの基礎支援金とイの加算支援金は、単身世帯の取扱いを含めて、国や千葉県の制度と同じですが、ウの半壊補修支援金につきましては、本市独自の部分となります。

次のページ、資料番号5をご覧ください。こちらは、この強風被害支援制度での課題について記載しております。この支援制度は、先ほど説明したとおり、昨年9月の強風被害に限った制度となっております。しかし、近年は、竜巻やゲリラ豪雨など、突発的、局所的な自然災害が多く発生しております。また、市議会からも、「災害ごとに支援制度を検討していくという姿勢は、被災者支援の公平性の観点から望ましいとは言えず、恒久的な被災者支援制度を検討すべきである」との要望を受けました。

そこで、国や千葉県の被災者支援制度の対象とならない自然災害における、「本市独自の被災者支援制度」の創設に向けて、具体的な検討を行うことといたしました。検討にあたりましては、庁内検討会議を設置し、必要に応じて検討会議の構成員ではない課に意見を求めながら、検討を進めてまいりました。また、国や千葉県制度、強風被害支援制度と比較するとともに、過去に本市で発生した自然災害の状況も踏まえ、検討を行いました。主な検討内容は資料に

記載のとおりでございます。

次に、資料番号6をご覧ください。「2 適用範囲及び支援の対象者の基本的な考え方」につきましては、制度の根幹をなす重要なところになりますので、検討会議において一番時間を割いたところでもございます。

まず、資料に記載しております図についてですが、災害の規模を「大規模災害」と「小規模災害」の二つに分け、支援対象を「全壊、大規模半壊、半壊等解体」と「半壊補修」の二つに分け、それぞれが交差する部分は「国又は県」、「市」のどちらが支援しているのか、すべきなのかなどを検討するにあたり図式化したものでございます。この図のAと記載された部分、つまり、大規模災害のときの「全壊、大規模半壊、半壊等解体」は、「国又は県が支援を行う」ことを意味しております。逆の言い方をしますと、現在、「国又は県」はAの部分だけを支援の対象範囲としていることを表しております。これに対して、国や県の支援対象でないB・C・Dの部分を「市が支援すべきか」について、検討会議の中で議論を重ねて参ったところでございます。

その中でまとめた基本的な方向性を、「(1) 適用要件及び支援の対象者」として記載しております。まず、アですが、「国や県の支援制度の対象とならない小規模自然災害の被災者世帯の支援を検討の対象とする」こととしました。図のB・C・Dの範囲でございます。つまり、国や県制度の適用を受ける部分については、市は重複して支給しないということでございます。

次にイですが、被害の規模は、支援金の原資が税金であること、及び昨年の強風被害に対する支援を考慮し、全壊被害が生じたうえで、ある程度の数の世帯で被害が発生し場合を対象とすることといたしました。これは、支援の対象となるのは、個人の資産である住宅であることから、個人の資産に税金を投下することへの妥当性を担保するためには、公共性が必要であること。そして、例えば、家1軒だけの被害に対し税金を投下することに、市民の皆様から納得が得られるかという観点から、家1軒だけの被害、つまり「点」ではなく、ある程度の数の世帯で被害が発生した場合、つまり「面的」な被害に対して支援をしようという考え方でございます。また、昨年の強風被害支援制度を創設した直接的な理由でもあります「全壊被害の発生」も、今回の支援制度の考え方に入り込むことといたしました。

次に、ウですが、住宅が滅失した世帯の数の算定にあたっては、国制度と同様、滅失換算を適用することとしております。滅失換算とは、「半壊は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす」という算定方法のこととございます。この滅失換算を適用することにより、全壊のり災判定に至らない半壊などの被害状況があったとしても適用要件に定める世帯数以上の滅失数になれば、支援制度を適用することができるというものでございます。

次に、資料番号7をご覧ください。「(2) 問題点」についてですが、支援制度の適用要件や支援の対象者などを検討していくうえで、大事な論点として支援金の予算規模の問題がございます。最大で、どのくらいの予算規模になるかというところですが、国や県制度の対象とならない範囲のうち、資料番号6の

図のCの部分、つまり、大規模災害における半壊補修を支援の対象とした場合ですが、東日本大震災のときには、本市は473世帯の半壊被害が出ました。この473世帯に対し、昨年9月の強風被害支援と同様に、25万円を上限に支給したと仮定しますと、およそ1億2,000万円が必要となります。また、将来予想される首都直下型地震では、その額が数十億円に膨れ上がるおそれもございます。私たちとしても、被災された全ての方々を支援してあげたいという気持ちは当然ありますが、その一方で、市民の皆様からお預かりした税金の使い道について、責任をもって示していくかなければならないという使命もございます。

これまでご説明した基本的な考え方や問題点を踏まえ、今回、「制度設計の方向性」を取りまとめました。資料番号8をご覧ください。

まず、「ア 基本的な考え方」として、国及び千葉県の被災者支援制度を踏まえ、昨年の強風被害支援制度との均衡を考慮した制度設計とするとしております。従前からの制度や、昨年の支援の前例とのバランスを考えていこうというものでございます。

次に、「イ 適用要件」といたしましては、国又は千葉県の支援制度の適用とならない自然災害で、昨年の強風被害と同規模以上である場合に制度を適用するとしております。対象とする自然災害の規模を、国、県制度の適用とならない災害であり、かつ、昨年の強風被害と同規模以上の災害と位置づけました。

次に、「ウ 支援の対象者」として、原則、国や千葉県制度と同様、全壊、大規模半壊、半壊等解体世帯を支援の対象とする。これは、資料番号6の図でいうBの範囲に当たります。ただし、昨年の強風被害支援制度との均衡を考慮し、小規模災害における半壊補修、資料番号6の図でいうDの範囲も支援の対象に含めるとしております。

次に、「エ 支援金額」としては、国や千葉県制度を踏まえたものといたします。

最後に、「オ 施行日」としては、来年、平成29年4月1日としております。

説明は以上となります。

今後、制度設計の方向性を踏まえまして、要綱等の基準を定め、予算を計上し、4月から適用できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山下会長　　来年4月1日施行の災害に関する支援についてのご説明でございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。とはいっても、初めて聞くと、どの辺までって。松崎委員です、どうぞ。マイクお願いします。

○松崎委員　　これは申請して相談して、補助金受けるだけじゃなくて、多分いろいろな再建のための支援まで相談していかなきゃいけないと思うんですけども、窓口等どういうところが担当するんでしょうか。

○事務局（風戸課長） 現在考えておりますのは、各区にありますくらし安心室のほうに申請をしていただくような形で考えております。

○山下会長 ありがとうございます。その他ございますか。今、松崎委員がおっしゃったように、お金の補償制度も極めて重要なんですけど、被災された方の生活支援とか、自殺防止みたいなものも含めた声かけを、従来の近隣住民同士でというわけにもいきませんで、東日本大震災でも熊本の地震等でも生活支援相談員という相談者の配置が、国のお金もつきながら進むのが今の状況なので、それがくらし安心室だけではなくて、またその場に応じた、こうしたお金プラス相談というものをくつづけていくというのが重要ななんではないかというご意見を承りました。

他ございますか。武井委員ですね。

○武井委員 簡単な話なんですけど、区のところでのある程度の数というのは、何かいかにも曖昧なんだけど、いくつぐらいを想定しているのか、これは誰が判断するのかというところは、もうはっきりしているんでしょうか。

○山下会長 お願いします。

○事務局（風戸課長） 今、考えておりますのは、国又は県制度の適用とならない自然災害で、昨年の強風被害と同規模程度以上と考えております。

○松崎委員 それを判定するのは建築士ですよね。半壊とか全壊とか。

○事務局（風戸課長） 中身につきましては、それぞれ災証明が出されておりますので、そこに全壊とか半壊とか、そういうものが書かれているような形になります。

○松崎委員 だから誰が判定しているのでしょうか。「半壊」というのは。

○事務局（風戸課長） 基本的には区の職員が、それぞれのところを周りまして、被害状況を確認するというような形になっております。

○山下会長 その他ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に移りたいと思います。この分科会で、これはご意見等制度案として取りまとめるものではないのですが、今ご意見いただきましたことを、事務局は制度設計の参考にしていただければ幸いです。

それでは、その他に移りますが、何かございますか。

○事務局（風戸課長） 長時間にわたりましてご議論いただきましてありが

とうございます。再度申し上げますが、先ほど渡した資料につきまして、ご提出いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山下会長　　先ほど来、時間がない中でご意見たくさんいただきまして、ご出身の母体から来てくださっている委員の方々のご意見、十分聞けずに終わりましたので、地域福祉計画の策定に関するご意見、ぜひ現場の方の意見も踏まえた書類の提出ができれば、うれしく存じます。

他にないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（黒木主査）　　山下会長、ありがとうございました。最後に事務局から3点ほどご連絡いたします。

1点目は、本日の委員報酬についてです。年内にはご指定の口座に振り込みさせていただく予定です。口座の登録の変更ある場合はご連絡ください。

2点目は、議事録の取り扱いについてです。本日の議事録は事務局で作成し、一旦委員の皆様に確認のため送付させていただきます。その後、会長にご署名いただきまして、正式な議事録としての公開となります。

最後に、配付資料等の取り扱いについてですが、計画冊子につきましては会議用のものを毎回こちらでご用意いたしますので、机上に置いたままお帰りいただくよう、お願ひいたします。

連絡は以上になります。本日は長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

次回、第3回の分科会ですが、来年2月ごろとなりますので、どうかよろしくお願ひいたします。お疲れさまでございました。ありがとうございます。

議事録署名人

平成　　年　　月　　日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会　会長_____